

○金融庁告示第九十九号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項の規定に基づき、次の者を特定社会基盤事業者として指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和五年十一月十七日

金融庁長官 栗田 照久

一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目五番五号

株式会社三井住友銀行 東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

株式会社三菱UFJ銀行 東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

株式会社りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後町二丁目二番一号

三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

株式会社セブン銀行 東京都千代田区丸の内一丁目六番一号

楽天銀行株式会社 東京都港区港南二丁目十六番五号

株式会社ローソン銀行 東京都品川区大崎二丁目一番一号

株式会社ゆうちょ銀行 東京都千代田区大手町二丁目三番一号

株式会社常陽銀行 茨城県水戸市南町二丁目五番五号

株式会社千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港一番二号

株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目一番一号

株式会社静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町一丁目十番地

株式会社福岡銀行 福岡県福岡市中央区天神二丁目十三番一号

株式会社北洋銀行 北海道札幌市中央区大通西三丁目七番地

株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目四番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

銀行法第二条第二項に規定する銀行業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

二(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

信金中央金庫 東京都中央区八重洲一丁目三番七号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うもの

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

三(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

全国信用協同組合連合会 東京都中央区京橋一丁目九番五号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

中小企業等協同組合法第九条の九第一項（第一号及び第二号（会員に対する資金の貸付けに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第六項（第一号（同法第九条の八第二項第一号、第二号、第四号

及び第五号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定に基づき行うもの

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

(四) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社メルペイ 東京都港区六本木六丁目十番一号

PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第二条第二項に規定する資金移動業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

(五) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

アフラック生命保険株式会社 東京都新宿区西新宿二丁目一番一号

株式会社かんぽ生命保険 東京都千代田区大手町二丁目三番一号

住友生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区城見一丁目四番三十五号

第一生命保険株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目十三番一号

日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今橋三丁目五番十二号

明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目二十八番一号

損害保険ジャパン株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目二十六番一号

東京海上日動火災保険株式会社 東京都千代田区大手町二丁目六番四号

三井住友海上火災保険株式会社 東京都千代田区神田駿河台三丁目九番地

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

保険業法第二条第一項に規定する保険業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

六(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町二番一号

株式会社大阪取引所 大阪府大阪市中央区北浜一丁目八番十六号

株式会社東京金融取引所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

七(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社日本証券クリアリング機構 東京都中央区日本橋兜町二番一号

株式会社ほふりクリアリング 東京都中央区日本橋兜町七番一号

株式会社東京金融取引所 東京都千代田区丸の内一丁目八番二号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

八(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目六番一号

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目五番一号

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目九番一号

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目十三番一号

楽天証券株式会社 東京都港区南青山二丁目六番二十一号

S M B C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目三番一号

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目九番二号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

九(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

株式会社日本カストディ銀行 東京都中央区晴海一丁目八番十二号

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 東京都港区浜松町二丁目十一番三号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

信託業法第二条第一項に規定する信託業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

十(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク 東京都千代田区丸の内一丁目三番一号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第二条第二十項に規定する資金清算業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日

十一(一) 特定社会基盤事業者の指定を受けた者の名称及び住所

イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

東日本旅客鉄道株式会社 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

株式会社セブン・カードサービス 東京都千代田区二番町四番地五

PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

(二) 特定社会基盤事業者の指定に係る特定社会基盤事業の種類

資金決済に関する法律第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段（同法第四条各号に掲げるも

のを除く。）の発行の業務を行う事業

(三) 特定社会基盤事業者の指定をした日

令和五年十一月十六日